

社会福祉法人 風祭の森

令和7年度事業計画（案）

各部門別事業計画

事 務 部

1. 基本方針

法人の円滑な運営のため各部署との協働・連携・コミュニケーションを強化すると共に、個々のスキルアップに努める。

2. 法人事務

(1) 定款細則に基づき理事会、評議員会を開催します。

- ・ 6 月 審議事項：前年度の事業報告及び決算報告他
- ・ 11 月 審議事項：補正予算他
- ・ 3 月 審議事項：翌年度の事業計画及び予算他

その他必要の都度、理事会、評議員会を開催します。

(2) 行政機関からの通達及び関連法令の改正に留意します。

3. 医療業務

(1) 予防接種を行い、院内感染予防に貢献します。

(2) ネット配信情報に留意し、速やかにコンピュータの更新をして診療報酬請求に努めます。

(3) 電子カルテの入力情報を確認し、定期的にデータ提出を行います。

4. 人事・労務

(1) 就業規則、給与規程に沿った適切な労務管理を行います。

(2) 関係法令の改正に留意します。

(3) 就業規則、給与規程の見直しを行います。

(4) 計画的な人材の確保・育成・定着に努めます。

(5) 職場環境の改善に努めます。

5. 経理・財務

(1) 毎月予算執行率表等の経営状況資料を作成し、月次報告により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。

(2) 年 1 回、監事監査を実施し、財務状態及びその計算書類の記載内容についての確認を行います。

6. 営繕、資産管理

- (1) 長期修繕計画に基づき、順次改修を実施していきます。
- (2) 設備の日常点検、設備（備品）故障・破損報告書から得られた情報を基に、適切な資産管理を行います。
- (3) 今年度予算計上した物品の購入、修繕工事を実施します。

7. 防犯、防災

- (1) 防災訓練、消火訓練を毎月実施します。総合防災訓練及び消防署への通報連絡訓練を年2回、通常避難訓練を年6回、夜間想定避難訓練を年3回、地震想定訓練を年1回実施します。
- (2) 災害発生時の職員・家族の安否確認や情報発信訓練を実施します。
- (3) 業務継続計画（BCP）の適時見直しを図り、災害等が発生した場合における事業が継続できる体制を整えていきます。

8. 事務課 業務班 ランドリー業務他

- (1) ランドリー業務・清掃業務・ごみ運搬・施設警備について施設直営にて円滑に推進していきます。

施 設 部

<重症心身障害児施設>

(生活支援課)

1. 基本方針

職員一人ひとりが、利用者一人ひとりの個別性を大切にし、一人ひとりの想いに寄り添った支援を実践すると共に、常に利用者の立場に立った支援を行うよう心がけます。利用者個人の権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した安心・安全なサービスを提供するために、関係部署と連携を図りながらチームの力を高めて、日常の支援を行います。

2. 目標

利用者のライフサイクルに沿って、人権や主体性を大切にして一人ひとりの意思決定のプロセスを大事にし、充実した生活支援を行います。また、利用者の状態の変化に気配りを行い、変化がある場合はカンファレンスを行うなど、他部署との連携を行い組織的な対応をすることで、利用者のより良い生活の場となるよう支援します。

3. 内容

(1) 個別支援計画の充実

利用者一人ひとりの想いを尊重した個別支援計画を策定します。計画の内容は、サービス管理責任者を中心とした多職種の関係職員と情報を共有することで、よりご本人らしい計画となるように検討します。計画に基づいた活動など、人との関わりを通して、充実感あふれる生活を実現します。

また、計画を通し一人ひとりの身体機能の把握に努めます。その中で、変化が見られた際は関係部署と連携を図り、積極的な検討を行います。

(2) 危機管理の徹底とサービス内容の向上

医療安全委員会を中心に、事故・ヒヤリハットの検証を徹底し、事実確認、改善策の策定を積極的行います。事案の個別性を重視しながらも標準化されたサービスの向上にも努めます。

また、権利擁護や虐待防止について、職員の日常の支援への意識を変えていくことを重要課題と考え、権利擁護委員会での研修やアンケートなどを通して、日常の支援のあり方について理解を深め、支援の質の向上に努めます。

(3) 日中活動（余暇活動）支援の充実

個別支援計画を基とした個別活動や、趣味別の小集団活動（サークル活動）を中心とした日中活動を行います。日々の余暇活動としては月案を作成し、月案に基づいた集団による活動を行います。また、季節ごとの行事活動を計画し、活動を通して季節感を感じていただけるように支援します。個別活動や集団活動などを通し、季節感や他者との関りを通した楽しみを持つことができるように心がけます。特に、個別活動では、利用者個々の状況に合わせ、一人ひとりの想いを意識して、自己実現に向けた支援を展開します。

(4) 職員の人材育成

グループ毎の話し合いを行う時間を設けます（グループ会議）。職員にとって、一番身近な集団であるグループ毎の話し合いの場を設けることで、自身の意見を伝え易く、共有し易い環境を作ること、風通しのよい職場環境づくりを目指します。また、利用者についてのカンファレンスを定期的を実施し、利用者支援についての質の向上を図ります。

職員としての資質の向上を図るため、施設内研修や外部研修への参加を行います。

(5) ボランティアの活用

感染状況にあわせてボランティアの調整をすすめます。ボランティアの参加を促し第3者の目が入ることで、虐待防止への意識付けや個別支援の充実を図ります。

(6) 短期・中期入所事業の充実

短期・中期入所の受入調整を実施していきます。地域の方で短期・中期入所を必

要としている方へ利用していただけるよう、相談支援事業所、デイサービス、放課後等デイサービスとも情報共有を行い、担当職員と連携のもと在宅障害児者の支援に努めます。

(看護課)

1. 基本方針

職員個々、日々研鑽を重ねながら利用者の個別性と権利擁護を尊重した対応を行い、健康と心身機能の維持向上を図り、安全で安心のある生活と人生の質の向上を図る看護を展開します。

2. 目標

- (1) 個々の利用者の健康状態に応じ、権利擁護を念頭に、安全で安心した日々の生活を送れるように、質の高い看護の提供を行います。
 - ① 関わりや細かな観察から異常の早期発見と、早期対応を行います。
 - ② 利用者のその人らしさ、その人にとっての最善を考え、穏やかな日々を送れるよう人権を尊重した看護を行います。
 - ③ 年齢を重ねる中で身体の変化など健康の特徴を意識しながら、利用者の持つ力を最大限引き出す看護を行います。
 - ④ 利用者、ご家族とコミュニケーションを積極的にとることでお互いの信頼関係を築き、安全で安心した生活を送れるようにします。
 - ⑤ 地域社会の情報を収集し、地域連携、地域支援に努めます。
- (2) 高い倫理観と専門的な知識・技術に支えられた優れた看護を行います。
 - ① 現状にとどまらず、日々の看護、看護会議、ケースカンファレンスを通し、日々の自らの看護を振り返り、看護実践能力を高めます。
 - ② 法人内研修にとどまらず、外部研修にも積極的に参加することで、新しい情報を取り込み、看護能力と実践能力を高めます。
 - ③ 自らの学びを周囲に伝達することで、自己のみならず全体の看護の向上を図ります。
- (3) 多職種と協働のもと、利用者の生活の質の向上を行います。
 - ① 他職種との話し合いを通して、お互いの専門性を尊重し、信頼のもと、利用者の生活のトータルな評価を行い、より高い生活の質と人生の質の向上に向けた看護を行います。
- (4) 医療安全管理の徹底と、サービスの向上を図ります。
 - ① ヒヤリハットの分析、評価と、これまでのデータとの照合、分析、カンファレンスを通して改善策を導きます。マニュアルや日々の業務の見直しにより、周知、実践、評価を繰り返して、安全管理を徹底した環境のもと、より良い看護の提供

に結び付けます。

- ② 情報や電子カルテの取り扱いについて勉強会を行い、サイバーセキュリティについても強化していきます。

(5) 災害に対する備えと準備の構築を図ります。

- ① あらゆる災害を想定し、発災時に備え、対応できるように指示系統や役割分担の確認、月1回の訓練、情報収集、カンファレンスを継続します。
- ② 環境の確認、物品の準備の他にそれぞれのBCPの充実を図るため、委員会を中心に話し合いを行い、今年度内に内容を更新し、シミュレーションを行います。

(診療課)

<リハビリ外来>

1. 基本方針

- (1) 入所者を含む地域の障害児・者の健康と生活をリハビリテーション（以下リハ）の視点から支えます。
- (2) 向上心を持って業務に携わり、入所者・利用者のリハ内容の充実を図ります。
- (3) リハ職員各々の特性を尊重し合い、経験年数を問わず良い点を支え、不足している点を補い合います。

2. 目標

(1) 部署運営

- ① 円滑に臨床業務が遂行できるように努めます。
- ② 臨床業務以外の作業は直接的な臨床業務を圧迫しないように可能な範囲で調整します。また、適宜改善案を挙げていきます。
- ③ 向上心を持って知識・技術の習得と入所者・利用者への還元に努めます。
- ④ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対して、感染対策を講じながらも柔軟に対応します。

(2) 入所リハ

- ① 入所者に対してのリハにより、心身機能の維持向上や活動・参加の幅が広がるように努めます。
- ② 他部署との連携を図り、入所者の生活に寄り沿ったリハを行います。
- ③ 入所者の生活の質の向上を図ります。

(3) 外来リハ

- ① 利用者に対してのリハにより、心身機能の維持向上や活動・参加の幅が広がるように努めます。

- ② 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- ③ 新規での利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます。
- (4) その他
 - ① 必要に応じてデイサービス利用者や県西地域の重症心身障害児・者についても現状把握し、要望に対応するよう努めます。

3. 内容

(1) 部署運営

- ① 毎朝の朝礼と月1回の診療課会議にて情報の共有・確認を行います。また、入所者・利用者のリハは担当を割り振りますが、リハ職員全員で相互に報告・相談し合い支えられるように努めます。
- ② 個別・集団での入所・外来リハや、活動の運営を直接の臨床業務として行います。また、生活評価や、個別リハでの評価を元に行う生活介入及び相談対応も、臨床業務として取り組みます。会議やカンファレンス、書類の作成等の臨床業務外の作業等も、入所者・利用者の生活に影響する重要事項として継続して実施します。リハの時間を確保するため、臨床業務外の作業は各職員で分担して実施します。
- ③ 外部研修会へ参加し、最新の知見や技術を身に付けることで、専門職として自己研鑽に努めるとともに、部署内での勉強会・ケーススタディ等を定期的で開催し、情報を共有することで部署全体の能力引き上げを図ります。
- ④ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対して、感染対策マニュアルに則り対応します。入所者・利用者への対応前後の手洗い等を実施し、感染予防に努めます。入所や外来リハの休止等で直接の介入に制約があった際にも、入所者・利用者や他職種の要望・相談事への迅速な対応に努めます。時には他職種の協力のもと、間接的に入所者・利用者の生活を支えられるように努めます。

(2) 入所リハ

- ① 各入所者の要望や特性を尊重しながら生活に寄り沿った目標や内容の設定を行います。目標に対して、個別リハや生活評価・介入、相談対応の必要頻度・割合を見極めて対応します。
- ② 医師・生活支援職員・看護職員と日頃から連携を図り、個別支援担当者会議やカンファレンスに参加します。リハに関して、ご本人やご家族、他職種からの要望・相談事があれば迅速に対応します。また、日々の入所者との関わり合いの中からの気づきも重要視します。
- ③ 日々の入所者との関わり合いや生活評価・介入、姿勢管理や生活介助等の相談対応等も臨床業務として位置づけて取り組みます。生活支援課と看護課、管理栄養士等と、日中活動について意見を出し合います。その中で新たな発想を生み出し、入所者の日中の過ごし方に変化や刺激を与えられるように努めます。サークル

活動へ参加する事で「一緒に」入所者の生活を考える場とし、入所者の生活環境（物理的・人的環境）にも影響できるよう目指します。

（３）外来リハ

- ① 利用者やご家族の要望や特性を尊重しながら生活に寄り沿った目標や内容の設定を行います。リハ担当医とも相談し、リハの介入頻度や内容を検討します。
- ② 各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らす為の支援を行います。必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します。利用者同士が交流する場にもなれるように、外来利用者の活動等を企画します。
- ③ 新規外来の受け入れは、基本的には先天性疾患の方を対象とし、入所者への支援との兼ね合いや人的要員の許す範囲で行います。

（４）その他

- ① 風祭事業部や相談員と連絡を取り、県西地域の重症心身障害児・者について現状を把握します。また、放課後等デイサービスやデイサービス利用者に関しては、日中の支援に関わる要望・相談事に答えられるように努め、迅速な対応を心がけます。地域のリハ職と情報共有がしやすい関係を築くため、また知識や技術の向上のために交流を行います。

<栄養管理>

1. 目標

- （１）季節を感じられる、美味しく楽しい食事提供に努めます。
- （２）安心・安全な食事提供に留意し、徹底した衛生管理と環境設備を行います。
- （３）多職種協働で、個々の状態に応じたきめ細かい栄養管理を行い、ＱＯＬの向上に努めます。
- （４）積極的な情報収集により専門職としての知識の向上に努めます。

2. 内容

- （１）適時・適温を守り、咀嚼・嚥下機能や嗜好に配慮した食事を提供します。
旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、毎月の行事食やお誕生日会では月ごとのテーマに沿った献立やケーキの提供を行い、食事に楽しみを感じていただけるよう努めます。
- （２）選択メニューについて、各部署と連携のもと、円滑な実施の継続に努めます。
- （３）ご当地メニューについて、五感（味覚・嗅覚・視覚・聴覚・触覚）を育み、かつ様々な地域食材や伝統・文化に触れる食育活動として、委託給食業者と協力し、提供に努めます。

- (4) 病棟訪問や食事アンケート、月1回開催の給食委員会などでも給食に関する情報を収集し、食事内容の向上を図ります。
- (5) 厨房内の清掃・点検・環境調査を適切に行い、衛生管理と設備維持に努めます。
食事提供に関する感染症予防対策を検討し、利用者および職員における食事を介した感染症の発生を防止します。
ヒヤリ・ハットや事故報告書については原因分析によりの確な対策を立て、安心・安全な食事の提供に努めます。
- (6) 多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、利用者のQOLの向上に努めます。
毎月1回の栄養管理計画書作成の他、個別支援モニタリングやカンファレンス、摂食指導研修等に参加し、適切な栄養管理を実施します。
- (7) 個別支援計画のモニタリングや面談等を通し、利用者や家族、後見人に対し栄養状態や食事内容、および摂取状況について、資料を用いて適切な説明を行ないます。
- (8) 研修会・学会等への参加や専門書の購読等により積極的に情報を得ることで、専門職として深く、幅広く知識を身に付けることに努めます。

<薬局>

1. 目標

- (1) 医薬品の適正使用と情報提供に貢献します。
- (2) 他職種と連携し、適正な薬物治療が行われるよう努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬の適正対応に努めます。
- (4) 過不足のない在庫管理を徹底します。
- (5) 医療安全のため、医薬品安全管理を徹底します。
- (6) 専門職としての知識の向上に努めます。

2. 内容

(1) 医薬品適正使用と情報提供

- ① 薬事委員会を開催し、①採用医薬品の検討や更新、②重症化・急変に対応出来る救急医薬品③災害対策医薬品を検討し、備蓄量、品目を調整していきます。
- ② ご家族へ服薬指導を行うなど、利用者へ薬剤管理指導業務を実施します。
- ③ 随時、専門誌、公文書、メーカー通達書類、インターネット等から情報を収集し、医師、および看護師に情報提供を行います。

(2) 他職種との連携

- ① 利用者の特性、病状に応じて、医師の処方計画に提言関与し、適正な薬物治療の補助に努めます。

- ② 利用者の服薬状況や健康状態について、医師、看護師、栄養士、生活支援スタッフなどから情報を収集し、QOL、アドヒアランス向上に努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬への対応
 - ① 短期・中期利用者の持参薬について聞き取りを行い、一包化するなど簡素化して、施設内での服薬ミスがないように努めます。
 - ② 短期・中期利用者の家族に対し、必要に応じて、薬剤情報、保管管理、服薬に関する助言、指導を行います。
- (4) 在庫管理の徹底
 - ① 「使用期限切れ医薬品」が利用者に使用されないように、使用期限の調査を定期的に実施します。
 - ② 廃棄医薬品が出ないように在庫量を調整し、また必要時に不足することのないよう、在庫管理を徹底します。
 - ③ 同効薬で品質及び信頼性が高く、低薬価の医薬品の採用を検討する事によって医療費削減を試みます。
- (5) 医療安全における医薬品安全管理
 - ① 日本医療機能評価機構や医薬品医療機器総合機構、薬剤師会等からの事例報告等を収集し、他の医療スタッフに情報提供を行い、注意喚起を促します。
 - ② 医薬品安全使用のための研修会を開催し、スタッフの医薬品に関する安全管理についての意識向上に努めます。
 - ③ 新規採用薬については、看護師に対し説明会を開催し、医薬品の適正使用に努めます。
- (6) 専門職としての知識向上
 - ① 研修会への参加や専門書の購読、他の重心施設との連携により積極的に情報を得ることで、専門職としてのより深い知識習得に努めます。

地域支援センター

<相談室>

1. 目標

障がいのある方が、制度や分野、世代、人と資源を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと地域をともに創る地域共生社会を目指します。

2. 内容

(1) 基幹相談支援事業

1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）より受託し、地域の相談支援の

拠点として総合的な相談業務を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的相談を可能とする地域の相談支援体制の構築
医療的ケアや強度行動障がい等の専門的支援を要する方の対応を含め適切な相談機関等へのつながりの支援。
- ② 地域の相談支援体制の強化
地域障害者自立支援協議会の事務局運営を通じて抽出した地域課題解決に向けた官民協働での取り組み。および地域生活支援拠点事業における登録事務業務の実施。
- ③ 困難とを感じる支援等の相談対応
関係機関と連携し支援課題の整理・見立て等の実施および支援者に対する後方支援。
- ④ 1市3町の行政機関・地域の相談支援事業所を対象に各種研修・社会資源等に関する情報の収集・整理・発信。

(2) 障がい者相談支援事業

1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）より受託し、年齢・障がい種別を問わず、個別支援を実施するため、以下の業務を行います。

- ① セルフプランフォローを含めた障がい福祉サービスの利用援助・社会資源の活用および障がい特性に関する専門的支援に係る他機関との連携協働。
- ② 箱根町・真鶴町・湯河原町の出張相談の実施。
- ③ ピアカウンセラー（肢体・視覚・聴覚）の活動の機会と場の確保
- ④ 地域生活支援拠点事業におけるコーディネーターとして登録者の状況把握・緊急時の居所の確保およびその後の生活等の支援。
- ⑤ 事業を実施する上で必要な事務および事務費の運用管理。

(3) かながわ医療的ケア児支援センター 地域相談窓口設置業務（県西圏域）

神奈川県より受託し、圏域内の医療的ケア児及びその家族又はその他の関係者を総合的に支援し、医療的ケア児に関する課題の抽出・報告、関係団体への支援を適正かつ円滑に遂行することを目的とし、以下の業務を行います。

- ① 圏域内の医療的ケア児等からの相談対応
- ② 医療的ケア児等が直面する課題の把握及び報告
- ③ 圏域内の医療的ケア児等を支える関係機関等への支援
- ④ ブランチ会議の開催

医療的ケア児等の支援体制の強化や地域課題の解決に向けた検討を行うため
圏域内の市町・医療・福祉・教育等の関係機関で構成する会議の開催

(4) 小田原市医療的ケア児等コーディネーター配置事業

県西圏域2市8町より受託し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう支援の充実を図ることを目的とし、以下の業務を行います。

- ① 多分野にわたる課題解決のため、保健・医療・福祉・子育て・保育・教育等の必要な支援の総合調整
 - ② 訪問等による個別相談支援の実施また必要に応じた個別ケース会議の開催
 - ③ 関係機関が開催する協議の場への出席
 - ④ コーディネーター間の情報共有および行政との連携
 - ⑤ 地域における支援体制の構築
- (5) 計画相談支援事業
- ① 障害福祉サービスの計画相談支援

障がい児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めた計画作成及び障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。
 - ② 障がい児者の継続サービス利用支援

①の計画相談支援により、支給決定を受けた対象者に対し、支給決定の有効期間内において、定期的に利用状況を検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。
 - ③ 関係機関との連携・ネットワークの構築

行政・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図り、障がいのある方や家族の地域での暮らしを支えています。また、相談支援から潜在的ニーズを把握し、関係機関と共有・検討できるようネットワークを構築しながら地域課題に取り組んでいます。
 - ④ 在宅重症心身障害児者訪問指導事業

神奈川県総合療育相談センターからの依頼を受け、訪問指導の必要がある対象者とその家族に対して、当法人職員が自宅等を訪問し、療育上必要な助言・指導を行います。

<ヘルパーステーション>

1. 目標

障害のある方が、住み慣れた地域で、より安心した生活が送れるよう、利用者の生活ニーズに添った居宅サービス等を提供するとともに、地域の相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら支援を行います。

また、県西地域の広域性といった特色や利用ニーズの状況などを把握し、多様化したニーズに対応したサービスが提供できる体制づくりに努めます。

2. 内容

(1) 提供サービス

- ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ・行動援護（知的・精神障害に加え、行動上著しい困難を有する者への支援）
- ・同行援護（視力障害により移動に著しい困難を有する者への支援）
- ・移動支援（屋外での移動に困難を伴う障害者への外出等の支援）
- ・福祉有償運送（移動に困難を有する者への移送サービス）

（２）個別支援計画の充実

利用者の置かれている環境や日常生活の状況を評価し、利用者の希望する生活が送れるように、一人ひとりに合わせた計画を作成します。

また、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画を踏まえたサービスを提供します。

（３）関係機関との連携

ケア会議やケースカンファレンス等への参加により、関係機関との連携を図り、利用者の地域での暮らしをサポートしていきます。

また、利用者及び家族の状況の把握に努め、それぞれの関係機関の役割などを確認しながら、必要な支援を行います。

<南足柄市障害児通園施設「くまさん教室」>

1. 目標

児童に対して気づきの段階から、児童本人やその家族の思いや困りごとに目を向け寄り添った支援をすることを目的としています。

児童一人一人の特性や強み、困っている事などに適切に応じる「本人支援」、家族のニーズや不安に寄り添い、解決方法を一緒に考えていく「家族支援」、地域社会への参加、インクルージョンの考え方に立ち可能な限り地域の保育・教育支援が受けられるように地域と連携をとる「移行支援」、また、地域の子育て支援に関する各施策に対する連携・協力を推進していく「地域支援・地域連携」の場を目指し、職員一丸となって、支援の向上に努めていきます。

2. 児童発達支援内容

（１）本人支援

児童と家族のニーズを適切に把握し、5領域の視点（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）等を踏まえた上でアセスメントを行い、個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援が可能になるようにしていきます。

（２）家族支援

家族が地域で安心して暮らすことが出来る基盤作りの場として、家族の不安や悩み

に寄り添いながら、児童の「育ち」を確認（連絡帳・送迎時）し合えるようにしていきます。支援場面の個別参観や参加の機会を提供し子どもの特性を踏まえた具体的な関わり方などについて相談援助を行います。また、定例の保護者会では保護者同士の気軽な交流の場になるように、また、ピアの取り組みの一環としてグループワーク等の提案をしていきます。

（３）移行支援

児童が可能な限り地域の保育、教育等を受けられるように希望された移行先の幼稚園等と連携していきます。家族の了解を得ながら、児童の特性に合わせた関わり方や園行事の参加のさせ方など具体的な場面を想定しながら相互の意見交換を行っていきます。また、個々の児童の発達状況の確認をし合うと共に、各々の場所での対応に差異が生じないための協力体制を築けるように務めていきます。

（４）地域支援・地域連携

児童の気になる段階からの支援体制として、南足柄市のフォロー教室、ひまわり児童部門との連携はもとより、市内の子育て支援に関する各施策に対する、連携・協力を推進していきます。子育て世代の家族のメンタルの安定、児童の２次障害の予防、親子のストレスの軽減が図れるように、各機関と連携し合い相談支援の場所としての役割を担っていきます。

<地域活動支援センター>

1. 目標

（１）自尊感情、自己肯定感の向上

一人ひとりの得意なこと、好きなことを活かせる環境づくり（プログラム活動等の充実）を通して、利用者の自尊感情、自己肯定感を育み、生きる力（生活力）の向上を図ります。

（２）個別支援・家族支援の充実化

利用者、その家族に寄り添い、発達段階に応じた目標を共有し、障がい受容に対する支援はもとより、利用者と共に新たな生き方（リカバリー）を模索する体験の機会を創造します。

（３）地域支援

引き続き、重層的支援体制整備に向けた関係機関との連携の強化を図っていきます。ひまわりが居場所であり、通過点でもあることを念頭に、利用者が地域（公的な支援、インフォーマルな資源）と繋がることを積極的に支援します。交流スペースの活性化など、地域づくりに務めます。利用者の意思や主体性を尊重し、各々が興味や関心を持って、積極的に取り組める個別支援、日中活動の充実を目指します。

2. 内 容

(1) 創作的活動等の機会の提供・個別支援

利用者が得意なことを活かせるよう創作活動をはじめとした多様なプログラムを通して、利用者の自尊感情を育み、生きる力（生活力）の向上を図ることを目指します。個別支援の充実化に向けて、利用者との個別面談日を設け、モニタリングの機会を確保します。

(2) 福祉及び社会基盤との連携強化

地域に根ざした事業展開の必要性や、高齢の親と同居している利用者（8050 世帯）も多く、介護保険分野との連携の必要性に鑑み、各種の連絡会・協議体等へ参画し、ネットワーク強化に務めていきます。

(3) 社会との交流の促進

福祉サービス利用の準備段階にある方や退院後の居場所として利用する方が、社会資源の利用と社会参加の第一歩として活用できるよう、更なる周知を進めます。利用者同士の交流や余暇の充実、社会参加を促すため、自治会イベントへの参加を計画します。また、交流スペースの活用も引き続き周知します。

(4) 地域住民ボランティア育成

ボランティア活動や協同活動を取り入れることで、利用者が社会との接点を増やすことを目指します。具体的には、社会福祉協議会のボランティアセンターや各市町の生涯学習課との協働、有償ボランティアの受け入れ、自治会、近隣の高校、大学、専門学校の学生との交流の機会を活用します。

(5) 普及啓発

地域生活の基盤作りを目指し、利用者と近隣住民との交流を促進します。令和 5 年度ちいきふくし博の実績と課題を踏まえ、実行委員参加事業所を中心に、他の普及啓発事業との連携も視野に普及啓発活動を続けます。

(6) 親子通所における家族支援

親子通所事業の「家族支援」では、親子が共に活動しながら、お子さんへの理解を深め関係を築けるようにサポートします。「気づきの段階からの早期支援」や「多様なニーズに対応できる支援体制」を構築するために、関係機関とのネットワーク強化と保護者との協力を進めます。また、相談支援に力を入れ、情報共有をタイムリーに行います。

(7) 事業の継続・発展に向けた取り組み

本事業は地域住民のニーズを反映させ、関係機関からの支援を得るため、定期的に個別支援や活動状況を行政へ報告し、事業連絡会を開催します。

また、地域社会における支援能力の向上を図るため、人材育成および資質向上に努めます。適切なサービスを提供するために、事業所内における現任訓練を通じて、職

員間で相互に学び合うための業務体制を構築します。さらに、従業員の資質向上を目的として、内部研修および外部研修の機会を積極的に設けてまいります。

風祭事業部

<デイサービスセンター>

1. 目標

利用者一人ひとりの意思や主体性を尊重し、安心・安全に過ごせる環境を整えます。また、自ら選択をして積極的に取り組める日中活動や一人ひとりのニーズに合った個別支援計画に基づき、支援の充実を目指します。

2. 内容

(1) 個別支援計画の充実

利用者ご本人または家族の意向を踏まえ、利用者自身が思い、望んでいる生活が少しでも実現できるように、サービス等利用計画を基に個別支援計画を作成します。また、余暇活動の他、医療面、栄養面の視点からもニーズを整理し、利用者が安心して過ごせるような環境を整えます。

作成した計画内容は職員全体で共有し統一した支援の実施を目指します。また、定期的なモニタリングを行い、計画内容の取り組みについて評価を行います。

(2) 日中活動・行事の充実

利用者の意思や主体性を尊重し、利用者自身が主役となって自主的に参加出来る活動やイベントを企画・実施します。活動の様子や作品をデイサービス前の掲示板やヴィエント等に展示をし、日々の取り組みをご家族や関係機関の方等に見ていただけるように努めます。

(3) 人材育成

職員間では日々の支援の振り返りをおこない、利用者支援について互いに学び合い、チーム力の向上に努めます。

職員の資質や権利擁護等の意識向上を図るため、施設内や外部の各種研修会へ参加します。

<放課後等デイサービス きゃんばす>

1. 目標

障がいがある児童や医療的ケアを要する児童への専門的な支援の充実を図り、教育・

医療機関をはじめ関係機関と連携し、豊かな成長と安定した生活が実現できるように努めます。

2. 内容

(1) 個別支援計画の充実

日々の支援記録、家族や学校等関係機関の情報から「利用児がどのような特性や課題をもっているか」「サービスを利用する上でのゴールや適切な支援はなにか」などを部署内で検討し、個別支援計画に反映します。

また、新たな問題や課題が生じた場合は、解決に向けた会議や勉強会を開催し、課題の共有と解決を図るため意見交換や研鑽を行います。

(2) 発達支援

日々の積み重ねが将来的な自立に繋がるように、利用児の特性や発達の側面に応じた配慮やサポートを創意工夫し、個々の能力を十分に発揮できるよう支援します。また、さまざまな遊びを通して学べるように、活動プログラムが固定化されないよう工夫し、遊びのねらいを明確にしたプログラムを立案、提供します。

(3) 家族支援

保護者の就労保障や家庭養育の補完はもとより、利用児の養育や家庭環境の変化に伴う様々な課題に寄り添い、必要に応じて関係機関と連携し、安心して子育てが出来るように努めます。また、家族参加型のイベント等を提案し、親子の絆を深め、家族同士の繋がりをつくる機会を提供します。

(4) 地域支援

学校をはじめとした、医療機関・他事業所等と連携し支援の充実を図り、重い障がいがある児童や医療的ケアが必要な児童が、安定した豊かな生活が送れるように努めます。また、法人の秋祭りで販売会を企画し、商品づくりから販売までのお仕事体験を通して、働く喜びや地域の方々と交流する機会をつくります。

(5) 安全管理

利用児が安全に安心して過ごせるように、安全計画及び事業所等が行う安全管理に関する取り組み内容を保護者に公表するとともに、法人内の各委員会とも連携を図り研修や訓練等を計画的に実施します。また、各種マニュアルを全職員で共有し、不適事項については適宜部署内で協議し、改善に努めます。

(6) 人材育成

支援に必要な知識・技術・倫理観を身に着けるため、各種研修への参加や定期的に部署内で勉強会を開催し、疾患や障がい特性及び権利擁護等の理解を深めます。また、部署内で支援内容や行事の振り返りを行い、個別の実態に合わせた支援を相互で検討・共有し、支援の向上を目指します。